

「南雲原ファン倶楽部」会員規約

第1条（目的）

南雲原ファン倶楽部（以下当倶楽部という）は、次に掲げる活動を通じて、新潟県十日町市南雲原地区の生産者と都市住民の交流と相互理解を深化させることを通じて、持続可能な資源循環型社会を構築し、安心・安全な社会の創造に資することを目的とします。

- （1） 都市住民は生ゴミを使った段ボール堆肥作りを通じて、廃棄物の減量と資源化に取り組みます。
- （2） 生産者は生ゴミ段ボール堆肥を農業生産のための有機質資材として利用し、化学肥料の使用量を減らし、安心・安全な食料生産につなげます。
- （3） 都市住民は生産した生ゴミ堆肥を生産者に有償提供し、生産者は生ゴミ堆肥を利用して生産した生産物の一部を都市住民に有償提供することで、資源循環を図ります。
- （4） 都市住民と生産者は、生ゴミ堆肥と生産物の交換を通じて相互理解を深めるとともに、生産地の訪問や農業体験、産直による商品売買などの交流活動を行います。

第2条（会員）

会員とは、本規約を承認の上、当倶楽部に入会申込書をもって入会を申込み、年会費を支払い、当倶楽部が承認した都市住民及び生産者の方をいいます。

第3条（運営）

当倶楽部は、有限会社結い(本社 新潟県十日町市伊達丙 1626-2)に事務局を置き、運営します。

第4条（有効期限）

会員としての有効期限は、入会手続完了日から1年間です。

第5条（年会費）

入会の際、会員は当倶楽部へ年会費ならびにこれらに対する消費税等を支払います。

- 2 年会費の額は1,000円です。(入会金なし消費税込み)
- 3 支払方法については、入会申込み後当倶楽部が指定する金融機関口座への振込み、もしくは事務局員に直接現金で支払うことより完了します。
- 4 支払われた年会費については、原則として返還されません。
- 5 年会費は各種お問い合わせに個別対応するための会員登録の諸費用、その他会員向けの情報提供やサービス向上の費用に充当します。

第6条（段ボール堆肥と生産物の交換）

段ボール堆肥と生産物の交換は、原則として当倶楽部が前もって予告した時間と場所において行います。その他の場合には、宅配便を利用して行うこととします。段ボール堆肥の引き取り価格は、標準的な30リットル箱一個あたり原則として消費税込み500円とし、提供する生産物の価格も原則として消費税込み500円とします。ただし生産物は時期と市況により、当倶楽部が品目と数量を決定するものとします。

第7条（引換券の発行）

希望者に対しては段ボール堆肥の交換対象物として引換券を発行することもできます。この引換券は500円の価値を有し、当倶楽部が提供する商品、サービスの代金として充当することができます。

第8条（活動）

当倶楽部は、会員に対して段ボール堆肥の生産方法、堆肥の利用方法などについて講習会を開催して、当倶楽部の宣伝活動を行います。

2 当倶楽部は、都市住民会員に対して南雲原地区会員によって生産された生産物の情報を提供し販売の斡旋を行い、産直活動の促進を図ります。

第9条（本サービスの停止）

会員が次のいずれかに該当する場合、当倶楽部は事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止します。なお、サービスの再開については、当倶楽部が適切であると判断したその日からとなります。

- ①入会申込み後年会費の納入がない場合
- ②利用申込者が実在しない場合、またその恐れがあると合理的に判断される場合。
- ③会員が入会申込書に虚偽の事項を記入、または記入漏れがある場合。
- ④会員が本規約のいずれかに違反している場合、またはその恐れがあると合理的に判断される場合。
- ⑤その他、当倶楽部の判断により、サービスの提供が不相当と判断される場合。

第10条（入会後の変更）

会員が入会申込の際またはその後、当倶楽部に届け出た内容に変更が生じた場合、会員は遅滞なくその旨を書面若しくはメールにて届け出なければなりません。

2 前項の届出がない場合、会員が不利益を被ったとしても、当倶楽部は一切その責任を負いません。

第11条（退会）

会員が退会を希望する場合は、当倶楽部へ届け出るものとします。退会した場合、会員として有する全ての権利は喪失します。概に入金された年会費等は、退会により返却いたしません。

第12条（商品の返品）

生ゴミ堆肥と生産物の返品についてはその性質上お受け致しかねますが、配送や鮮度等の不備に合理的理由があり当倶楽部が認めた場合には、代替りの商品が無償で配送いたします。

第13条（会員情報の収集・利用・提供および登録に関する同意）

会員は会員情報の収集・利用・提供および登録に関し、本規約第13条の内容に同意したものとします。

第14条（会員情報）

会員情報は、会員を識別できる情報および会員が購入したサービスや商品、お問い合わせ等の情報をいいます。

2 当倶楽部は、会員の同意なく第三者に会員情報を開示しません。

但し、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、この限りではありません。

- ① 会員が、他の利用者およびその他第三者に対して損害を与えた、もしくは恐れがあると合理的に判断した場合。
- ② 官公庁または消費者センター等の公的機関から法的権限に基づき、開示を求められた場合。
- ③ 段ボール堆肥や生産物の配送・引き取り、通知、アフターサービス、代金回収等、当倶楽部の活動を外部に委託する場合。

3 会員は当倶楽部に対して、登録されている会員本人の会員情報を開示するよう請求できます。

4 会員本人の会員情報に関する開示・訂正等の問い合わせ先は当倶楽部の運営者である有限会社結い(本社 新潟県十日町市伊達丙 1626-2 電話 025-750-2443 ファックス 025-750-2466 電子メールアドレス nagumoyui@jeans.ocn.ne.jp)とします。

第15条（禁止事項）

会員資格の譲渡はできません。

2 当倶楽部が提供する段ボール堆肥と生産物は、会員本人およびその家族、親族、友人が使用・消費することを前提としています。従って当倶楽部が同意する場合を除き、営業目的による転売等はできません。ただし会員が店舗等を営み、会員本人の手によって調理

を供する事業主の場合は、この限りではありません。

第16条（本規約の変更の了承）

本規約の新設および変更について、当倶楽部から各会員宛に新規約および変更内容を通知した後、会員が当倶楽部の提供するサービスを利用した場合、会員は新規約および変更事項を了承したものとみなします。

第17条（協議解決）

本規約に対する疑義および本規約に定めのない事項に関しては、当事者が協議のうえ相互に協力、理解して問題解決を図るものとします。

第18条（準拠法）

会員と当倶楽部との諸契約に関する準拠法は、すべて日本国の法律が適用されます。

附則

1. 本規約は、平成 22 年 9 月 1 日より施行いたします。